

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山江村は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県 山江村長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、被保険者の資格管理、介護保険料の賦課・徴収、要介護（要支援）認定等及び受給者管理、保険給付管理に関する事務を行う。</p> <p>①介護保険被保険者の資格管理（取得・異動・喪失） ②要介護（要支援）認定 ③介護保険給付 ④介護保険料の賦課徴収 ⑤保険者事務共同処理業務 ⑥介護保険システム（ガバメントクラウド上の標準準拠システム）</p> <p>※番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	1. 介護保険システム、2. マイナポータルぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能）
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 介護保険システム、2. 団体内宛名管理システム、3. 中間サーバー	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）</p> <p>・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、106、117の項）</p> <p>（別表第二における情報照会の根拠）</p> <p>・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「介護保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項（93、94の項）</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山江村役場総務課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 TEL0966-23-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山江村役場健康福祉課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 TEL0966-23-3111
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・必要のない特定個人情報入手しない ・マイナンバーの取得は本人からの提供による・住基ネット照会を行う際には4情報照会又は住所を含む3情報による照会を行う ・特定個人情報をシステムに登録する際は、複数人によるチェックを行う・調査書の取扱いについては、第三者の目に触れることのない様、また紛失等には細心の注意を払う・個人情報を含む書類を廃棄する場合は、確実に廃棄されたことを確認するとともに、廃棄した記録を保管するこれらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・直接、住民の方との接触が多い会計年度職員を含めた事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修の実施 ・必要のない個人情報の入手は行わない、個人情報の入った書類等を廃棄する時は確実に廃棄する、など個人情報の取扱いに関する教育・啓発の実施これらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを折り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、被保険者の資格管理、介護保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定等及び受給者管理、保険給付管理に関する事務を行う。 ①被保険者の資格管理 被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得および、死亡、転出等による資格の喪失などを管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する。 ②保険料の賦課・徴収 被保険者の所得等に応じて保険料を賦課し、保険料の徴収等を行う。 ③要介護(要支援)認定等 被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。 ④保険給付 要介護認定を受けた被保険者に対して、「介護給付」「予防給付」等の支給・審査等を行う。 ※番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な「副本」として整備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、被保険者の資格管理、介護保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定等及び受給者管理、保険給付管理に関する事務を行う。 ①介護保険被保険者の資格管理(取得・異動・喪失) ②要介護(要支援)認定 ③介護保険給付 ④介護保険料の賦課徴収 ⑤保険者事務共同処理業務 ⑥介護保険システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) ※番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な「副本」として整備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	事後	
令和8年2月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の係数か	2019/5/31	2026/1/31	事後	
令和8年2月20日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の係数か	2019/5/31	2026/1/31	事後	
令和8年2月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		・必要のない特定個人情報は入手しない ・マイナンバーの取得は本人からの提供による・住基ネット照会を行う際には4情報照会又は住所を含む3情報による照会を行う ・特定個人情報をシステムに登録する際は、複数人によるチェックを行う・調査書の取扱いについては、第三者の目に触れることのない様、また紛失等には細心の注意を払う・個人情報を含む書類を廃棄する場合は、確実に廃棄されたことを確認するとともに、廃棄した記録を保管するこれらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。	事後	新規
令和8年2月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと判断される項目 判断の根拠		・直接、住民の方との接触が多い会計年度職員を含めた事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修の実施 ・必要のない個人情報の入手は行わない、個人情報の入った書類等を廃棄する時は確実に廃棄する、など個人情報の取扱いに関する教育・啓発の実施これらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。	事後	新規